



労働者協同組合つどい

2023年8月28日

労働者協同組合つどい 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織であり、組合員が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労の機会を得るとともに、持続可能で活力ある地域社会の実現に貢献することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本組合は、労働者協同組合つどいと称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 本組合は、事務所を埼玉県飯能市に置く。

(事業を行う都道府県の区域)

第 4 条 本組合は、埼玉県内において事業を行う。

(公告方法)

第 5 条 本組合の公告は、法律の規定により官報によらなければならない場合を除き、本組合の掲示場に掲示してする。

(規 約)

第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 7 条 本組合は、次の事業を行う。

- (1) 生活クラブ事業連合生活協同組合連合会の行う申込情報セット及び受注業務、e くらぶインターネット注文の相談窓口業務、構内外整備業務及び事業所内保育所運営業務の請負
- (2) ㈱生活クラブたまごの行うたまごGPセンター運営管理業務、卵自動販売機の管理業務の請負
- (3) 生活クラブ生活協同組合の行う会員ケア家事支援等サポートの請負
- (4) 組合が行う家事支援等の生活サポート事業
- (5) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、組合の設立・存立目的に賛同し、組合の事業に従事しようとする個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）、同条第6号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員」という。）。)

(2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者

(3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2 組合員の持ち分は、譲渡することができない。

(自由脱退)

第11条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第12条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対し

その旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって組合の行う事業に従事しない組合員
- (2) 出資の払込みその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 総会の承認を得ないで、自己又は第三者のために本組合の事業の部類に属する取引をした組合員
- (4) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (5) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (6) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末における組合財産によって定める。

(出資口数の減少)

第14条 組合員は、特にやむを得ない理由があるときは、事業年度の終わりににおいてその出資口数の減少を請求することができる。

2 本組合は、前項の請求があったときは、総会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、前条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

(労働契約の締結等)

第15条 本組合は、事業に従事する組合員（次に掲げる組合員を除く）との間で、労働契約を締結するものとする

- (1) 組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う組合員
- (2) 監事である組合員

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第16条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名及び住所又は居所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第17条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）を閲覧又は謄写を請求することができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第18条 出資1口の金額は、1,000円とする。

(出資の払込み)

第19条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第20条 本組合は、組合員が本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利10%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持 分)

第21条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の定数)

第22条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事 9人以上15人以内
- (2) 監事 2人（うち1人は員外監事とする。）

(役員の任期)

第23条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- (2) 監事2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。

ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

（員外監事）

第24条 監事のうち、組合員でない者は2人を超えることができない。

（理事長、副理事長及び専務理事の選定）

第25条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選定する。

（理事長及び専務理事の職務等）

第26条 理事長及び専務理事を代表理事とする。

- 2 理事長及び専務理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長及び専務理事は、新たに選定された理事長及び専務理事が就任するまで、なお理事長及び専務理事としての権利義務を有する。
- 4 理事長及び専務理事はその任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた侵害を賠償する責任を負う。組合は、理事その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有しない。ただし、そのものが当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときを除く。
- 5 理事長及び専務理事の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長及び専務理事は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う

（監事の職務）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務

及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第28条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選挙)

第29条 役員は、総会において選挙する。

2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもって当選人とする。

(理事及び監事の報酬)

第30条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(役員の責任免除)

第31条 本組合は、理事会の決議により、法第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の責任を免除することができる。

(員外監事との責任限定契約)

第32条 本組合は、員外監事と法第38条の2第9項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は24万円以内とする。

第6章 総会及び理事会

(総会の招集)

第33条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第34条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 前項までの規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の経路を経ることなく総会を開催することができる。

（臨時総会の招集請求）

第35条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

（議決権及び選挙権）

第36条 組合員は、各1個の議決権及び役員の選挙権を有する。

2 組合員は、第36条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

（総会の議事）

第37条 総会の議事は、労働者協同組合法に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。ただし、次に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決が必要となる（特別決議）。

（1）定款の変更

（2）組合の解散又は合併

（3）組合員の除名

（4）事業の全部の譲渡

（5）特定の組合員が組合の出資総口数の100分の25を超える出資口数を保有することの承諾

（6）役員の組合に対する損害賠償責任の免除

（総会の議長）

第38条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

2 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(緊急議案)

第39条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議事録)

第40条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(理事会の招集権者)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- 3 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第42条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

第43条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第44条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名
 - (6) 議長の氏名
 - (7) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 - (8) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - (9) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席し

て述べた意見の内容の概要

(10) 組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(11) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

- ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
- ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
- ③ 監事の招集を受けて招集されたものである場合
- ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

3 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（組合員の意思の反映）

第45条 組合員は、総会並びに各委員会又運営会議若しくは月例会議等において、意見を述べることができる。理事会及び各委員会は、組合員の意見を本組合の事業に適切に反映することを怠ってはならない。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第46条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第47条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。）の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(就労創出等積立金)

第48条 本組合は、その事業規模又は事業活動の拡大を通じた就労の機会の創出を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を就労創出等積立金として積み立てるものとする。

(教育繰越金)

第49条 本組合は、組合員の組合の事業に関する知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を教育繰越金として翌事業年度に繰り越すものとする。

(剰余金の処分)

第50条 毎事業年度の利益剰余金（毎年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第47条の規定による準備金及び第48条の規定による就労創出等積立金並びに第49条の規定による教育繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを翌事業年度に繰り越すものとする。剰余金の配当は行わない。

第 8 章 解 散

(解散の議決)

第51条 本組合は、総会の決議の他、組合の合併、組合についての破産手続き開始の決定、解散命令によって解散する。

(残余財産の処分)

第52条 組合の債務を完済した後の財産分与は、組合員に払込済出資額を限度としてその持ち分の全部または一部を払い戻すこととする。

2 本組合は、この払戻しの後になお残余財産があるときは、国又は地方公共団体又は他の特定労働者協同組合に帰属する。

第9章 附 則

(組織変更による設立時の役員)

第53条 組織変更による設立時代表理事は次のとおりとする。

代表理事 森井 久美子 (理事長)

代表理事 濱本 里美 (専務理事)